院内感染対策指針

医療法人　堀こどもリニック

（　履　　歴　）

・平成19年6月30日　「院内感染対策指針」の作成

・平成26年10月31日　一部改定

・令和1年4月30日　一部改定

・令和4年3月31日　一部改定

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

2. 院内感染管理体制

2.1. 院長は、次に掲げる院内感染対策を行う。

(1)院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し

(2)院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知

(3)職員研修の企画

(4)異常な感染症が発生した場合の、速やかな発生原因の究明、改善策の立案、実施ための全職員への周知徹底

(5)患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項

2.2. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」定める患者等を診断した時は，規定の期間内に管轄の保健所に届出を行う。

3. 職員研修

3.1. 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。

3.2. 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

3.3. 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

4. 院内感染発生時の対応

4.1. 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。

4.2. 院長は、速やかに発生原因を究明し、改善策を立案した上で、実施のために全職員への周知徹底を図る。

5. 院内感染対策マニュアル

別紙、「院内感染対策マニュアル」に沿って、手洗いの徹底など常に感染対策に努める。

6. 患者への情報提供と説明

6.1. 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。

6.2. 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し理解を得た上で、患者からの協力を求める。

7. その他の医療機関内における院内感染対策の推進

7.1. 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口（厚生労働省委託事業）にFAX（03-3812-6180）で質問を行い、適切な助言を得る。また、同学会ホームページに掲載されている過去の質問・回答を活用する。

http://www.kansensho.or.jp/sisetunai/index.html

7.2. その他、医療機関内における院内感染対策を推進する。

8.新型コロナウイルス感染症対策

8.1. 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」の最新版（令和4年3月31日現在第7.1版）に則った感染防止対策を徹底する。

8.2. 新型コロナウイルス感染症を疑った患者からの検体採取においては、「新型コロナウイルス感染症（COVID 19 ）病原体検査の指針」の最新版（令和4年3月31日現在第5.1版）に則った感染防止対策を遵守して行う。